

栃木県被災宅地危険度判定士認定講習会開催案内

栃木県では、大規模な地震又は降雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した際に、二次災害の防止等を目的とした被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士の認定登録を実施しています。

認定登録に当たっては、栃木県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成17年3月30日施行）第12条に基づく講習会の受講が必要となりますので、案内いたします。

1 受講対象者

(1) 栃木県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条第1項の各号（別紙参照）のいずれかに該当し、宅地判定士として認定登録をしようとする者（新規）

（すでに有効期限が満了し、再度認定登録をしようとする場合も新規となります。）

(2) 既に被災宅地危険度判定士として認定登録をしている者で、令和6(2024)年3月31日に有効期限が満了し、その後も引き続き認定登録をしようとする者（更新）

2 開催日時等

令和6(2024)年2月20日（火）～29日（木）

YouTubeによるオンデマンド配信（※受講決定者には後日URL等を御案内いたします）。

3 講習内容

- (1) 危険度判定マニュアルの解説（57分）
- (2) 危険度判定票作成の手引き（28分）
- (3) 危険度判定票を作成してみよう（10分）
- (4) 演習問題（17分）
- (5) 近年における地震や豪雨災害状況（16分）

4 受講料 無料

5 申込方法及び締切

栃木県電子申請システムにより令和6(2024)年2月9日（金）までに申込

【URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5918

【QRコード】



6 その他

- (1) 受講決定者には、受講決定通知等をメールにより送付します。
- (2) 講習動画を視聴後に登録申請書、更新申請書は別途郵送により送付願います。
（令和6(2024)年3月8日期限）（行政職員は使送便による送付も可）

【送付先】

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木県県土整備部建築課 事業管理担当（被災宅地） ※提出資料は別紙参照

- (3) 資格要件を満たしていないことが判明したときは、講習会を受講しても認定されませんので御注意ください。

別 紙

栃木県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条第1項の該当要件一覧

県内に居住又は勤務する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者

- ① 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに該当する者（下記別表参照）
- ② 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- ③ 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、特に知事が認めた者
- ④ 建築士法による二級建築士として4年以上の実務経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として、知事が認めた者

別 表

<p>ア 大学院等在学経験者：宅造告示1号、都計告示38第1号該当</p> <p>大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者</p> <p>必要な添付書類：在学期間を証明する書類（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（第3号様式）</p>
<p>イ 大学卒業者：宅造令第17条第1号、都計規則第19条第1号イ該当</p> <p>大学（短大を除く。）又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者</p> <p>必要な添付書類：卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（第3号様式）</p>
<p>ウ 3年課程の短期大学卒業者：宅造令第17条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当</p> <p>短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者</p> <p>必要な添付書類：卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（第3号様式）</p>
<p>エ 短期大学、高等専門学校卒業者：宅造令第17条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当</p> <p>前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者</p> <p>必要な添付書類：卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（第3号様式）</p>

<p>オ 高等学校卒業者：宅造令第17条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当 高等学校又は旧中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類：卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（第3号様式）</p>
<p>カ 認定講習会修了者：宅造告示4号、都計告示38第2号、都計規則第19条第1号ト該当 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を含む十年以上の都市計画、造園に関して実務の経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者 必要な添付書類：講習会修了証の写し 実務経験証明書（第3号様式）</p>
<p>指定の国家資格を有する者</p> <p>キ 技術士：宅造告示第2号、都計規則第19条第1号ホ（都計告示39）該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後、宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書 実務経験証明書（第3号様式 技術部門を建設部門とする場合は不要）</p> <p>ク 一級建築士：宅造告示第3号、都計規則第19条第1号へ該当 一級建築士の資格を有する者 必要な添付書類：一級建築士免許証の写し</p> <p>ケ 二級建築士：第3条第1項第4号該当 二級建築士の資格を有し4年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：二級建築士免許証の写し 実務経験証明書（第3号様式）</p> <p>コ 土木・建築・造園に関する一級又は二級施工管理の資格を有する者：第3条第1第4号該当 一級施工管理又は二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：一級施工管理又は二級施工管理の資格登録証の写し 実務経験証明書（第3号様式）</p>

注) この表で「宅造令」とあるのは「宅地造成等規制法施行令」を、「宅造告示」とあるのは「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を表す。